



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED



「新政権発足後のミャンマー投資法制度」
ゼバスティアン・パヴリータ ・ 2016年6月6日



外国直接投資

主な法源

- ミャンマー会社法 (Companies Act) 、1914年1月1日
- 特別会社法 (Special Company Act) 、1950年11月10日
- 国有経営企業法、1989年3月31日
- 外国投資法、2012年11月2日
- 外国投資規則、2013年1月31日
- 特別経済区法、2014年1月23日
- 特別経済区規則、2015年8月27日
- 外国投資の対象分野に関するミャンマー投資委員会通達、2016年3月21日



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED



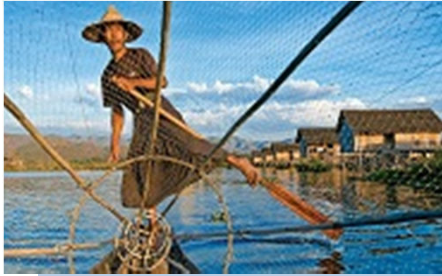
外国直接投資

投資方法

- ミャンマー会社法のみに基づく会社設立
- ミャンマー会社法に基づく会社設立 + ミャンマー投資委員会の投資許可(「MIC許可」)
- ミャンマー会社法に基づく会社設立 + 特別経済区の管理委員会の投資許可
- ミャンマー会社法及び特別会社法に基づく会社設立
- ミャンマー会社法に基づく支店設立



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED



会社法のみに基づく会社設立

主なメリット

- 手続は簡単＋早い
- 最低投資額は50,000 USDで割と低い

主なデメリット

- 原則として、サービス業への投資の場合にのみ可能
- 土地・不動産の長期的賃貸は不可能
- 税務優遇措置はない
- 将来に法律又は政策の、外国投資家において不利な変更があっても、外国投資家は保護されていない



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED



会社設立＋MIC許可

主なメリット

- 特別経済区における投資を除いて、サービス業等以外にMIC許可なしで投資はできない
- 土地・不動産の長期的賃貸は可能
- 税務優遇措置あり
- 「MIC許可の有効期間中に事業を国営化しない」と明文化

主なデメリット

- 最低投資額がMICの裁量により、割と高い
- 手続が面倒



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED



会社設立＋特別経済区投資許可

主なメリット

- ティラワは、割と高レベルのインフラ設備開発の見込みあり
- 土地・不動産の長期的賃貸可能
- 税務優遇措置あり
- 「投資許可の有効期間中に事業を国営化しない」と明文化
- MIC許可より手続が簡単・早い

主なデメリット

- 最低投資額が管理委員会の裁量により、割と高い
- 土地の賃貸料は前払いで割と高い



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED



市場参入

- 国家において有利な外国投資は理論上全て可能。実務上、MIC及び関連省庁等の裁量は広い。
- 外国投資細則及びMIC通達26/2016では、(i)外国投資が禁止されている分野、(ii)外国投資はミャンマー人との合併でのみ可能である分野、(iii)その他に条件のある分野が列挙される
- 外国投資が禁止されている分野においても、ミャンマー人との合併を前提に、例外として外国投資が許される



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED



市場参入

- ミャンマー人との合弁が必要な場合、外資・内資の比率は最終的に関連の省庁の裁量による
- 実務上、外国資本の企業は、貿易を行うことはできない(例外あり)



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED



利益の海外送金

- 利益の海外送金は実際に可能
- MIC許可で営業を行う会社の場合：MICの事前承認が必要
- ティラワ特別経済区で営業を行う会社の場合：特別経済区の管理委員会の事前承認が必要
- 会社法のみで設立された会社の場合：その会社が口座を持っているミャンマーの銀行は、利益の海外送金を行う前に、ケースバイケースでミャンマー中央銀行の意見を聞く
- 利益の海外送金については、源泉徴収税はない



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED



海外からの貸付

- 海外からの貸付については、MIC、ティラワ特別経済区の管理委員会、または中央銀行の事前承認が必要
- 事前承認を得なかった場合、借主は、貸付けられた金額を口座から引き出せない
- 海外への利子の支払いには、15%の源泉徴収税がかかる



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED



ライセンス契約、サービス契約

- 日本の親会社等と結んだライセンス契約、サービス契約等については、ミャンマーの行政機関等の承認は原則として不要
- ライセンス料、サービス料等の海外送金を行う前に、ミャンマーの銀行はケースバイケースで中央銀行の意見を聞く
- 海外へのライセンス料・サービス料の支払には、20%（ライセンス料）または3.5%（サービス料）の源泉徴収税がかかる



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED



税務

- 法人税: 25%
- MIC許可で営業を行う企業には、優遇措置あり(特に、法人税について5年間の免除)
- ティラワ特別経済区で営業を行う企業にも、優遇措置あり(特に、輸出のため製造している企業については、7年間の法人税免除、その後に税率の引き下げ)
- 個人所得税の税率: 0~25%(居住者・非居住者を問わず)
- 商業税: 売上の5%(input/output taxを相殺できないことが多い)
- 印紙税



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED

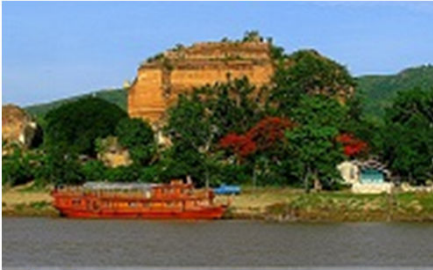


土地・不動産

- 土地・不動産に関する法規定・行政の実務は非常に複雑
- 外資系企業は、土地・不動産の所有は認められておらず、賃貸(リース)のみで土地・不動産を利用することができる
- ミャンマー人についても、土地・不動産の所有は例外を除いて認められていないが、所有権に近い制度あり
- リース契約を結ぶ前に、土地・不動産の実際の”所有者”、実際の面積等を調べる必要がある
- 合併の場合、ローカルの合併相手が「土地を現物出資する」という制度はなく、当該土地を合併会社にリースするという形のみで利用させることができる



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED



労働法

- 労働法は、労働者をあまり保護していないので外国投資家にとっては問題点はそれほどない
- 実際に優秀な人材を見つけるのに苦労する場合あり
- MIC許可またはティラワ特別経済区で営業を行う場合には、ミャンマー人の「skilled workers」を採用する必要がある
- 社会保険への掛け金：
 - 雇用者側：月額9,000チャット(約9米ドル)まで
 - 労働者側：月額6,000チャット(約6米ドル)まで



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED



日本とミャンマーの投資協定

- 2013年12月15日に締結された
- 協定によって日系企業の市場参入は保障されておらず、保護されているのはミャンマーの行政機関等が認めた投資のみ
- 救済手続は非常にコストが高く、所要時間は長いため大規模投資についてしか機能を果たさない



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED



コンタクト

Sebastian Pawlita
Managing Director
Lincoln Legal Services (Myanmar) Ltd.

La Pyi Wun Plaza, Room 103 (ground floor),
37, Alan Pya Pagoda Road, Dagon Township,
Yangon, Myanmar

Phone: +95-9-262546284
E-mail: sebastian@lincolnmyanmar.com



LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED